# 審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管部（局）・課　　交通政策部　港湾課

| 法　　令　　名 | 港　湾　法 | 法令の番号 | 昭和２５年法律第２１８号 |
|---|---|---|---|
| 許認可等の種類 | 土砂採取許可 | 根 拠 条 項 | 法第３７条第１項 |

**審査基準**

次の場合に許可を行う。

1　港湾施設の建設を行う場合は、当該港湾施設が暫定的なものである場合を除き、港湾計画等により位置付けられていること。
2　他の港湾施設の維持及び整備に支障を与えないこと。
3　工作物等を設置する場合、安全な構造であること。
4　土砂採取、危険物等の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規則に従うこと。
5　周辺の船舶の航行に支障を与えないこと。
6　近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。
7　環境を悪化させるおそれがないこと。

| 受付機関 | 各土木事務所 | 処理機関 | 各土木事務所 | 交付機関 | 各土木事務所 | 標準処理期間　30 日<br>標準経由期間　日 | 目次NO | 14～ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|